

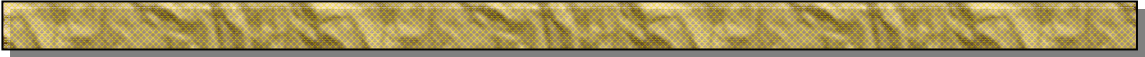
安全報告書 2017



ゆいレール

安全・安心・感謝の
気持ちに乗せて走ります。

沖縄都市モノレール株式会社



安 全 報 告 書

目 次

1. ゆいレールをご利用の皆さまへ・・・・・・・・・・	1
2. 安全に関する基本的な方針・・・・・・・・・・	2
3. 安全重点施策の取り組み・・・・・・・・・・	3
4. 安全の実態・・・・・・・・・・	1 2
5. 防災対策・・・・・・・・・・	1 3
6. 安全な設備の整備・・・・・・・・・・	1 4
7. 鉄道テロ対策・・・・・・・・・・	1 5
8. その他の安全対策・・・・・・・・・・	1 6
9. 沿線で工事を行う皆さまへのお願い・・・・・・・・	2 1
1 0. ご連絡先・・・・・・・・・・	2 2

1. ゆいレールをご利用の皆さまへ

平素より、ゆいレールをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

ゆいレールは開業以来15年、運転無事故（人身事故、衝突・脱線・火災などの運転事故ゼロ）を継続し、沖縄県民や観光のお客さまの足となるべく「安全・安心・快適」といったサービスを提供し続けてまいりました。

平成29（2017）年度は国内外を含めた入域観光客数の増加や、通勤定期を含むICカードの普及、多くの沿線イベントが開催されたこともあり、おかげさまで過去最多の乗客数を更新する1,814万人のお客さまにご利用いただきました。

この度は、内閣府沖縄総合事務局による保安監査を受験し、弊社の安全管理体制を点検していただき、安全に取り組む姿勢を評価していただきました。今後、経営トップから現場まで一丸となり、さらなる安全管理体制の構築を図り邁進いたします。

平成29年度は、弊社の「安全重点施策」に基づき、ハード・ソフトの両面から、安全性の向上を目的とした取り組みなどを実行しております。

ハード面では、軌道設備や車両保安装置のメンテナンスやオーバーホールなどの予防保全を行うとともに、延長開業を目指した工事や新造車両の搬入整備を進めてきました。

ソフト面では、警察や消防機関などの外部機関と連携した訓練や、大規模災害を想定した避難誘導訓練を実施するなど、トラブル発生時に備えた従業員の教育や訓練に取り組み、安全安定輸送の確保に努めてきました。また、外部講師を招いた安全教育などを行い、従業員の安全意識の高揚を図りました。今後も引き続き、皆さまが安心してご利用いただけるよう、弊社では「安全確保を最優先に行動する」を合言葉に、安全意識の高い企業風土の構築を目指して努力してまいります。

本報告書を皆さまにご覧いただき、弊社の安全への取り組みについての率直なご意見、ご感想をお聞かせくださいますようお願い申し上げます。

沖縄都市モノレール株式会社
代表取締役社長
美里 義雅



2. 安全に関する基本的な方針

弊社では、『安全』をすべての基本とする企業風土を構築するため、安全の確保を第一と明確に定めた『安全方針』を次のように制定し、社長以下全従業員に安全意識の徹底を図り、お客さまが安心してご利用いただける「ゆいレール」を目指して、従業員一丸となって輸送の安全確保に努めてまいります。

安全方針

一、
私たちは、安全確保を
最優先に行動します

二、
私たちは、法令・規則を
遵守します

三、
私たちは、常に問題意識を
共有し改善に努めます

仲縄都市モノレール株式会社
代表取締役社長 美里 義雅





3. 安全重点施策の取り組み

安全方針および重点目標「運転事故ゼロを目指す」に基づき、安全・安定輸送の確保、向上を図り、安全重点施策を定めています。2017年は以下を施策の柱として、その達成に向け従業員一丸となって輸送の安全確保に取り組みました。

1. 私たちは、安全確保を最優先に行動します。

- (1) 安全輸送基盤の整備
- (2) リスク管理の充実・強化による事故の未然防止

2. 私たちは、法令・規則を遵守します。

- (1) 規程の遵守および基本動作・基本作業の徹底
- (2) 協力業者に対する安全教育・研修などの継続実施

3. 私たちは、常に問題意識を共有し改善に努めます。

- (1) 経営トップと現場間における情報共有の強化
- (2) 安全管理体制におけるPDCAサイクルの強化



1. 私たちは、安全確保を最優先に行動します。

(1) 安全輸送基盤の整備

① 車両の修繕および予防保全の実施

車両の安全性を確保するため、列車が制限速度を超えないように制御するとともに、列車の在線位置を知らせる「ATC/TD 装置」のオーバーホールを継続実施しており、平成29年度は3編成実施しました。また、列車が走行するために必要な「主制御回路装置」のオーバーホールを継続実施しており、平成29年度は3編成実施し、安全・安定輸送の確保に努めています。



ATC/TD 装置



主制御回路装置



② 増備車の無事故搬入整備

平成31年の延長開業に向け列車の増備を進めております。平成29年度は新造車4編成を増備し、事故が無いよう安全に搬入整備を実施しました。



新造車の搬入整備

③ 設備の修繕および予防保全の実施

軌道関係や軌道設備に付帯している設備を検査するための検査作業用工作車を安定的に運用するため、バッテリーなどの交換を実施しました。また、変電設備の直流電源装置についても設備を安定的に運用するためバッテリー交換を実施しました。今後も各設備を計画的に予防保全を行い、安全・安定輸送の確保に努めます。



バッテリー



直流電源装置



④ 鋼製橋脚の補修工事

一部の鋼製橋脚において亀裂が発生しました。安全性を確保するため、有識者により構成された沖縄都市モノレール鋼製橋脚補修検討委員会を設置し、橋脚を管理する道路管理者により、安全性を確保するための工事を実施しました。また、他の鋼製橋脚においても、同様な事案を未然に防ぐための工事を実施する予定です。



施工前



施工後（曲線の化粧板を取り外しました）

⑤ 延長事業に伴う安全対策の推進

延長工事における安全対策の体制強化と無事故・無災害を目標とし、既設設備との誤接続などによる事故発生の防止に努めました。平成29年度は無事故・無災害を達成しました。

(2) リスク管理の充実・強化による事故の未然防止

① ヒヤリ・ハット事例の収集と分析

全従業員からヒヤリ・ハット事例を収集し、分析することで事故を未然防止するリスク管理体制の構築に努め、事故につながるかもしれない潜在する要因を数値化することで更に踏み込んだリスク評価を実施しています。

② 安全運行を支える保守点検

お客さまを安全・快適に目的の駅まで移動していただくため、電車を常に万全な状態で運行することが第一となります。そのためには、日々のメンテナンスは欠かすことができません。車両の点検は、列車検査（10日）、月検査（3ヶ月）、重要部検査（4年）全般検査（8年）と定められた期間を超えない期間毎に実施しています。

また、施設の点検は、すべての運行が終了した後の夜間作業にて、線路および保安装置の点検を保守車両などで行っています。



③ 異常時を想定した教育・訓練の実施

弊社では毎年、様々な異常時を想定した対処訓練を実施しています。

(ア) 車両訓練の実施

異常時に備え、運転士を対象に救援車両への移乗訓練および故障処置訓練などを実施しています。



(イ) ホームドア（可動安全柵）・車椅子乗降装置取り扱い訓練の実施

全運転士および全駅務員を対象に、ホームドア（可動安全柵）・車椅子乗降装置が故障した場合を想定した復旧訓練を実施しています。



(ウ) 緊急地震対処訓練の実施

平成29年11月に緊急地震速報受信を想定した列車の徐行訓練と同時に、安里駅にて大津波警報発令を想定し、適切で迅速な取り扱いを目的とした旅客の避難誘導訓練を実施しました。



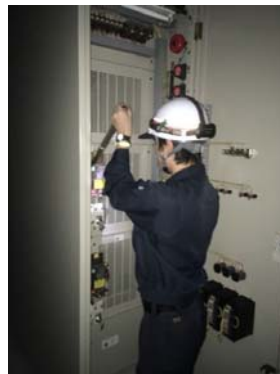
(エ) 分岐器復旧訓練の実施

平成29年12月に2日間の日程で運営基地内25号分岐器において、分岐器故障が発生したことを想定した復旧訓練を実施しました。



(オ) 変電設備故障復旧訓練の実施

平成30年3月に施設係員および指令員を対象に、送電設備に関する事故を想定した復旧訓練を実施しました。



(カ) 指令員の教育訓練の実施

列車の運行管理を行う指令員は、運行管理装置や模型を使用した教育訓練を定期的に行っています。異常事態に備え冷静で適確な指示・対応力の向上を図り安全運行に努めています。

(キ) 異常時総合訓練の実施

事故などが発生した場合における併発事故の防止や、負傷者の救出やお客さまの避難誘導など、事故復旧体制の確立を図り車両故障を想定した訓練を平成29年9月（机上訓練）および、平成29年12月（実働訓練）に実施しました。



机上訓練



実働訓練

(ク) 警察機関との合同訓練

公共交通機関を標的としたテロに対する危機管理および関係機関への迅速な初動体制の確立を図り、平成29年9月に小祿駅において、不審者が駅構内に不審物を放置することを想定した不審物対処訓練を実施しました。



(ケ) 消防機関との合同訓練

平成30年2月に那覇市消防局の協力を得て、首里駅に向かう列車から火災が発生したことを想定した合同火災想定訓練を実施しました。



(コ) 参集訓練の実施

平成29年12月に大規模災害が発生し交通機関が完全に遮断された状態を想定し、本社に対策本部を設置する目的で、従業員を徒歩にて招集させる訓練を実施しました。

(サ) 普通救命講習の実施

弊社では、お客さまにより安心してご利用いただけるように、平成25年6月より全駅にAED（自動体外式除細動器）を設置しています。

平成29年10月に那覇市消防局のご指導およびご協力を得て、普通救命講習（AEDの取扱を含む）を実施しました。



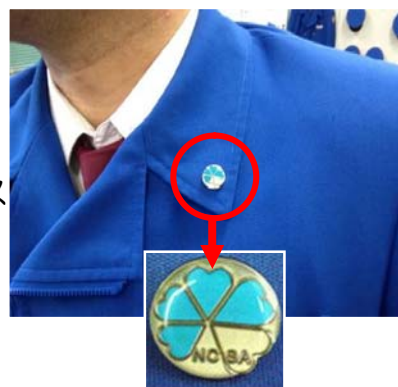
普通救命講習の実施



AED（自動体外式除細動器）

(シ) サービス介助士資格取得の推進

弊社では顧客満足度（CS）向上の一環として、駅務員のサービス介助士の資格取得を推進しており、現在、全駅務員が取得済みです。また、お客さまがサービス資格者であることを一目で認識できるように、平成24年3月1日より有資格駅務員は認定バッジを着用しています。



サービス介助士認定バッジ



2. 私たちは、法令・規則を遵守します。

(1) 規程の遵守および基本動作・基本作業の徹底

① 運輸安全マネジメント制度の教育

弊社では、管理職以上の従業員に対し、「運輸安全マネジメント内部監査研修」および「運輸安全マネジメントセミナー」の受講の徹底を図り、安全管理体制の確立に努めています。

② 安全意識アンケート調査の実施

安全最優先の企業風土を構築するため、定期的に全従業員を対象にしたアンケート方式の安全意識調査を実施しています。

(2) 協力業者に対する安全教育・研修などの継続実施

車両および設備の点検・整備などの各種作業を行っている協力会社の関係者に対しても、定期的な教育や訓練・情報交換などを実施し、事故防止に努めています。



3. 私たちは、常に問題意識を共有し改善に努めます。

(1) 経営トップと現場間における情報共有の強化

① 安全点検の実施

安全管理体制の確立を図るため、毎月第1水曜日に安全点検を実施し、安全統括管理者、業務部長、運転管理者の3者が営業列車へ添乗、現業部門への巡回などを行い、従業員の安全に対する意識の把握に努めています。



② 安全講話の実施

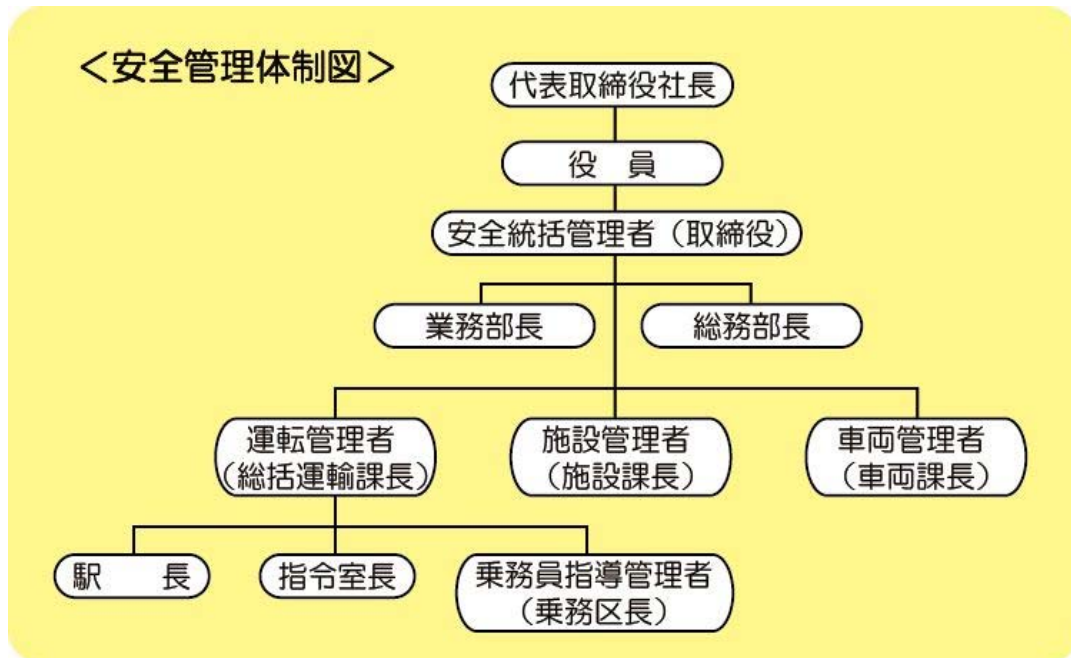
平成30年3月に輸送業務の安全確保や事故防止などに詳しい外部有識者を講師として安全講話を実施し、従業員の安全意識の高揚を図りました。



(2) 安全管理体制におけるPDCAサイクルの強化

① 安全管理体制

弊社では平成18年10月に「安全管理規程」を制定し、代表取締役社長を最高責任者とする安全管理体制を構築しました。各管理者がその責務を明確化し、安全確保の取り組みを進めています。



＜各管理者の役割＞ 管理者	役 割
代表取締役社長	輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負います。
安全統括管理者 (取締役)	輸送の安全の確保に関する業務を統括します。
総務部長	輸送の安全の確保に必要な設備投資、人事、財務、運転従事者の資質管理に関する事項を統括します。
業務部長	安全統括管理者の指揮の下、業務部に関する事項（列車の運行計画、軌道施設および車両の維持管理）を統括します。
運転管理者 (総括運輸課長)	安全統括管理者の指揮の下、列車の運行計画などに関する事項を統括します。
乗務員指導管理者 (乗務区長)	運転管理者の指揮の下、運転士の資質の保持に関する事項を管理します。
施設管理者 (施設課長)	安全統括管理者の指揮の下、軌道施設に関する事項を統括します。
車両管理者 (車両課長)	安全統括管理者の指揮の下、車両に関する事項を統括します。



② 安全管理の方法

(ア) 安全に関する会議

2ヶ月に1回、社長および安全統括管理者や関係者が集まる「安全対策委員会」を開催し、前月までに発生した事故・インシデントなどについて、再発防止のための検討および事故情報の収集などを行っています。



(イ) 経営トップによる職場巡視の実施

平成29年度は、「秋の交通安全運動」「年末年始輸送安全総点検」の実施時に、社長および安全統括管理者などの役員が、安全を支える現業部門を巡視し現場の安全管理状況を確認するとともに、意見交換を行い従業員の安全意識の高揚を図りました。



(ウ) 内部監査の実施

安全管理体制の適合性と有効性を検証するために、平成30年3月に内部監査を実施しました。なお、監査による要改善事項については、関係各部署において適切に改善措置を講じています。

(エ) マネジメントレビュー会議の実施

弊社では輸送の安全確保に関する施策や事故対策などの計画に対して、その結果を検証して必要な改善を行うため、社長および安全統括管理者が参加してのマネジメントレビュー会議を実施しております。当会議の中で、PDCA（Plan（安全に係る計画の作成）、Do（計画の実施・運用）、Check（内部監査の実施にて確認）、Action（計画の適切な見直し・改善））サイクルが機能しているのかを確認し、必要に応じ見直し改善を行い、安全管理体制の確立に努めています。



4. 安全の実態

(1) 運転事故

平成 15 年 8 月 10 日の開業以来、運転無事故を継続しており、平成 29 年度においても死傷事故などに関わる重大事故は発生していません。

(2) 輸送障害など

平成 29 年度の輸送障害は、災害 1 件・車両不具合 1 件の計 2 件です。

- ・平成 29 年 10 月 28 日の台風 22 号接近に伴い、営業線を一時運休しました。
- ・平成 30 年 1 月 11 日に車両コンプレッサ（CP 装置）の不具合により営業線を一時運休しました。

過去の輸送障害件数は下表のとおりです。

種別	説明	26年度	27年度	28年度	29年度
輸送障害	運転休止、30 分以上の遅延	1 件	1 件	0 件	1 件
	地震、暴風雨などによる施設・車両への被害	3 件	2 件	1 件	1 件
インシデント	信号違反、閉そく違反、信号冒進、工事違反など	0 件	0 件	0 件	0 件

* 運転事故、災害、輸送障害、インシデントの種別は軌道事故等報告規則に基づくものです。



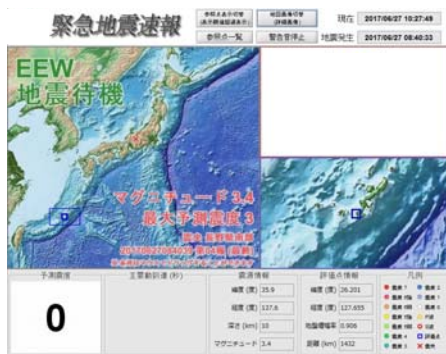
5. 防災対策

(1) 地震発生時の対策

当社線に影響のある緊急地震速報（平成 24 年 5 月より導入）を受信した場合は、速やかに最寄駅にて運転を中止します。

また、地震発生後の運転再開については施設課の点検が終了するまで震度毎に次の運転規制を設けています。

震度 4 で 40 km/h 以下、震度 5 弱で 15 km/h 以下の徐行運転とし、震度 5 強以上では、次の点検により安全を確認してから運転を再開します。



- 全線陸上巡視および変電設備などの点検（施設課）
- 列車の運転による全線の点検（施設課、乗務区）

(2) 台風接近時および強風時の安全について

台風が沖縄県に接近するのは年間で平均して約 7 個。8 月に最も多く接近し、7 月から 10 月までの 4 ヶ月間に、年間の 70% 以上の台風が発生します。そのため、弊社では風向風速計を設置し、指令室にて常時監視をしています。また、台風接近時および強風が吹くと次の運転規制を行い安全運行の確保に努めています。

最大瞬間風速 15m/s を超えた場合は、速度を制限して運転します。
最大瞬間風速 25m/s を超えた場合は、運転を見合わせます。

台風通過後は、運転再開に向けて再開予定の約 3 時間前より以下の手順により安全を確保してから運転を再開しています。

- 車両の点検（車両課、乗務区）
- 試運転列車による全線の点検（施設課、乗務区）



6. 安全な設備の整備

(1) バリアフリー設備の整備

弊社は障害のある方が利用可能な施設と車両を整備しています。開業時より目の不自由なお客さまが安心してご利用いただけるよう、音声ガイダンス装置および転落防止のためのホームドア（可動安全柵）を設置しています。また、車椅子利用のお客さまが、車両への乗降を円滑にできるように車椅子乗降装置を設置しています。オストメイト対応トイレは、平成 24 年度より全ての駅に設置されています。

ホームドア
（可動安全柵）

車椅子乗降装置

オストメイト
対応トイレ音声
ガイダンス装置

(2) 車内優先席ステッカーの多言語化

外国からのお客さまにも「優先席」であることをご理解いただけるよう、車内優先席ステッカーを4カ国語表記としました。



優先席ステッカー

(3) 海拔表示の掲示

ご利用するお客さまが各駅の地理的特性を把握し災害発生時の避難対策の目安になるよう、沖縄県が策定した「海拔表示などに係るガイドライン」に基づき、各駅の改札口に海拔表示を掲示しました。



駅改札口の海拔表示



海拔表示



7. 鉄道テロ対策

(1) 鉄道テロ対策の実施

鉄道テロ対策については、国土交通省の指導に基づき様々な取り組みを実施しています。関係従業員などによる巡回警備の強化を行うとともに、駅や列車内において、お客さまに対して不審物発見時の報告の協力依頼を行うなど、テロ警戒にあたっています。

この度、弊社では駅構内に設置している従来のゴミ箱を、全て透明なゴミ箱に変更しました。万が一不審物が入れられても発見しやすいような透明なゴミ箱を設置することで、テロ対策と併せて駅構内における犯罪の抑止を図ります。



【テロ対策の取り組み】

- ① 従業員による巡回警備の強化
- ② 駅や列車内における、お客さまへの不審物発見時の報告を依頼する放送
- ③ テロ警戒中の看板・ポスター掲示（英語表記による案内も追加しました）
- ④ 管理カメラによる警戒
- ⑤ 駅 LED 表示器への警戒表示



不審物発見時の三原則ポスター



警戒中の駅務員



管理カメラによる警戒



モニターによる警戒

ゆいレールからのお願い

駅構内や車内などで不審物などを発見された場合は、お手を触れずにお近くの従業員または警察へお知らせください。



8. その他の安全対策

(1) アルコールチェック

酒気を帯びた状態での乗務の完全防止を図り、運転士は出勤点呼時に、アルコール検知器による呼気中アルコール濃度の測定を実施しています。測定結果は管理監督者が出勤点呼時に、健康状態と併せて確認し管理しています。



測定の様子



アルコール検知器

(2) SAS（睡眠時無呼吸症候群、Sleep Apnea Syndrome）の対策

運転士は簡易型検査装置によるSASのスクリーニング検査を実施しています。検査の結果、SASの疑いがあり、精密検査で治療が必要を判断された場合は、医師による治療を行います。

(3) 戸袋引き込まれ注意ステッカー

車両のドアが開くとき、お客さまの腕や衣服、鞆などが戸袋に引き込まれ防止を図り、注意箇所をより目立つようにステッカーを貼り付けています。

ドアが開く際には腕や衣服、鞆などをドアから離して引き込まれないようご協力をお願いいたします。



各車両ドアの両端に貼り付け



戸袋引き込まれ注意ステッカー

(4) ホーム上での外国人向け安全対策

ホームでの危険行為を分かりやすく注意喚起するために、日本語・英語標記を含め、図記号を用いた標記をホーム柵に掲示しています。



多言語表示の注意喚起

(5) こども 110 番の駅

学校への登下校の際に、子供が犯罪の被害に遭うケースが増えています。

「こども 110 番の駅」のステッカーを見て、お子さまが助けを求めてこられた場合、お子さまを保護し、お子さまに代わって 110 番通報を行うなどの対応をいたします。

日頃から安全・安心への配慮を心がけ、安全・安心な地域づくりに貢献することを目指して全駅にて実施しています。



(6) 緊急時支援活動

弊社従業員が通勤や私用などで自社線を利用している時、事故や災害などに遭遇し、急遽現場にて支援活動を行う際の目印として、「緊急時支援活動用ワッペン」を全従業員に配布しています。このワッペンは常に携帯し、緊急時には私服などの胸元に貼り付けて支援活動を行います。



緊急時支援活動用ワッペン



(7) 啓発活動について

弊社では、平成29年4月6日(木)～12日(水)までの間、小祿駅・安里駅・おもろまち駅・古島駅・儀保駅で「ゆいレール乗車マナーアップキャンペーン」を実施し、乗車マナーの向上と事故の防止についての啓発活動に取り組みました。また、各種マナーポスターを作成し、お客さまへのマナーの向上を図っています。



(8) ホーム乗車位置ラインの設置

ご利用のお客さまが、より快適にご利用いただけるよう、平成30年3月に那覇空港駅・県庁前駅・おもろまち駅・古島駅にて、ホーム乗車位置ラインを新たに整備し、ホーム上の混雑緩和とスムーズな乗降や安定運行の確保を図ります。



(9) ゆいレールからのお願い

安全にモノレールをご利用いただくために、ご協力をお願いいたします。

① エスカレーターご利用の際は、手すりをご利用ください

エスカレーターをご利用になる際に、ご自身でバランスを崩し転倒するなど思わぬ怪我につながるおそれがあります。ご利用の際は手すりをご利用ください。

② かけ込み乗車はご遠慮ください

発車間際のかけ込み乗車はホームでの転倒やドアに挟まれるなど、思わぬ怪我や事故につながり大変危険です。また、列車の遅れの原因となり、他のお客さまのご迷惑になりますので、ドアが閉まりかけたときは無理をせず、次の列車をお待ちになるなど、余裕をもったご乗車をお願いいたします。

③ ホームドア（可動安全柵）に寄りかからないでください

全駅にホームドア（可動安全柵）を設置しておりますが、ホームドアへの寄りかかり、物の立てかけなどは車両との接触事故につながり大変危険なため、おやめください。



④ 「歩きスマホ」はご遠慮ください

携帯電話やスマートフォン、携帯ゲーム機などの画面を見ながらの歩行は、周囲のお客さまとのトラブルの他、思わぬ怪我につながるおそれがありますのでご遠慮ください。



⑤ 列車内で異常を発見した場合について

列車内での犯罪行為や危険な行為、体調不良のお客さま、その他の異常を発見された場合には、車両に設置してある「非常通報装置」の非常ボタンを押していただくか、運転士へお知らせください。この装置が動作すると運転士へ異常を知らせる警報が発信されます。また、運転士との通話機能が付加されているので迅速な対応が可能となります。



車椅子スペース部 非常通報装置



車両連結部 非常通報装置



⑥ ホームと列車の間に離れている場所があります

列車に乗り込む際、ホームとの間に隙間がございます。小さなお子様をお連れのお客様は、手を繋いで乗り降りしてください。また、ベビーカーなどの車輪が隙間に落ちる場合がありますので、足元には十分に注意してください。



⑦ ホーム下は非常に危険です

ホーム下への落とし物には、十分注意してください。

ホーム下に落とし物をされた場合は係員へお申し出ください。また、営業時間中にお取りすることはできませんのでご了承ください。



⑧ 列車妨害行為の禁止

走行中の列車への物を投げる行為、障害物の放置などは列車往来危険罪、器物破損罪などの犯罪行為です。このような行為を見かけられたときは、係員までご連絡をいただくようご協力をお願いいたします。

⑨ 暴力行為の防止

お客さま同士、駅務員・乗務員への暴力行為は犯罪です。安全で快適な駅と車内空間づくりにご協力をお願いします。



⑩ 駅構内および車内は、終日禁煙です

ゆいレールでは、受動喫煙防止の徹底を図るため、全駅構内および車内は終日禁煙です。タバコを吸われるお客さまには不便をおかけしますが、ご理解、ご協力のほどお願いいたします。



9. 沿線で工事を行う皆さまへのお願い

近接工事の規制区域

下図に示す範囲は近接工事の規制区域を示しています。工事を行うには、一般工事区域であっても事前の協議を行うようお願いいたします。また、一般工事区域であっても、クレーンなどの転倒軌跡が建築限界を侵す恐れがある場合、事情により運行に影響を与えそうな場合は近接工事扱いとなります。

事故防止のご協力をお願い致します

モノレール沿線での工事の危険性(事故の事例)

モノレール軌道、駅舎などの構造物に近接して行う工事を近接工事といいます。近接工事では、ちょっとした「ミス」や「不注意」によって多大な列車事故を招く恐れがあります。その為、工事、作業等を行う場合は、事故防止を図る目的で事前に当社と協議をさせていただいております。ご理解とご協力をお願いします。

※ 事故を起こした場合、事業者または責任者が刑罰（往来を妨害する罪など）や行政処分を科される場合があります。

工事の区域紹介

モノレール沿線には工事規制があります。特に重機を使用する工事においては、事前の協議が必要となります。工事事例：クレーンやポンプ車を使用する建築工事、バックホウによる掘削作業、高所作業車を使用する電柱工事、ユニック車運搬による草刈り業務など

営業時間外の工事区域

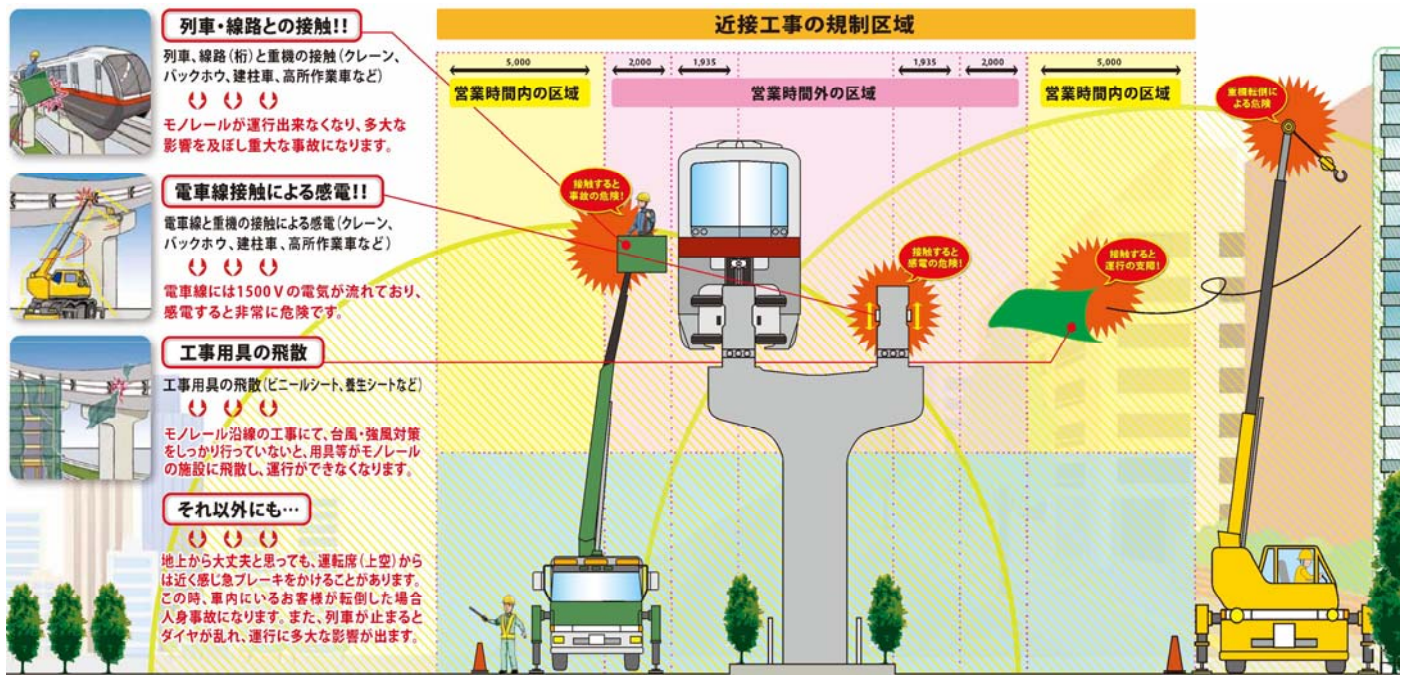
区域図の中央側(桃色)の範囲で行う工事。モノレールの安全運行への影響が大きく、営業終了後の工事となります。詳細な協議が必要となり、早目の連絡をお願いします。

営業時間内の工事区域

区域図の外側(黄色)の範囲で行う工事。また、この区域より外側になるが重機を使用する工事。モノレールの安全運行への影響が小さいと思われるが、安全対策などの協議が必要となります。(※但し、使用する重機の可動範囲も区域内とする。)

その他の区域

区域図の下側(水色)の範囲で行う工事でも協議が必要になる場合があります。特に重機を使用する工事。



近接工事に関する連絡先

沖縄都市モノレール株式会社 業務部 施設課 (24 時間対応)

電話 098-859-2738

-2977 不在時は携帯電話 (090-7585-1001)



10. ご連絡先

弊社の安全への取り組みや本報告書に関するご意見・ご要望などがありましたら下記までお寄せください。

【沖縄都市モノレールに関するお問い合わせ】

☆広報・報道関係窓口 総務部 総務課

TEL 098-859-2630（平日 8:30～17:00）

FAX 098-859-2941（24 時間）

<http://www.yui-rail.co.jp>

e-mail yui-rail@yui-rail.co.jp



弊社ホームページ

ゆいレールは、時間を短縮し定時・定速で走ります。交通渋滞を緩和、環境に優しい乗り物です。
人がふれあう街づくり。毎日の生活の通り道。清潔で明るい広場。



ゆいレール



21世紀の交通システム
沖縄都市モノレール株式会社

